



山形県公報

平成24年10月23日（火）
第2388号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定管理者の指定……………（森 林 課）…1223
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1224
- 指定管理者の指定……………（都市計画課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）… 同
- 同……………（置賜総合支庁建築課）…1225

### 公 告

- 平成25年度山形県立産業技術短期大学校産業技術専攻科訓練生の募集……………（雇用対策課）… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課）…1226

## 告 示

### 山形県告示第1008号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県遊学の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県遊学の森
- 2 指定した団体 最上郡金山町大字有屋1400番地  
株式会社グリーンバレー神室振興公社
- 3 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

### 山形県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月23日から同年11月5日まで縦覧に供する。

平成24年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 広幡窪田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|----------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 米沢市窪田町藤泉字沖下1361番1から<br>同 小瀬字鎌倉下558番1まで | 旧    | 18.0 <small>メートル</small><br>}<br>8.0  | <small>メートル</small><br>278 |
| 米沢市窪田町藤泉字沖下1361番4から<br>同 小瀬字鎌倉下558番1まで | 新    | 36.0 <small>メートル</small><br>}<br>17.0 | 同 上                        |

**山形県告示第1010号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月23日から同年11月5日まで縦覧に供する。

平成24年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 広幡窪田線
- 2 供用開始の区間 米沢市窪田町藤泉字沖下1361番4から  
同 小瀬字鎌倉下558番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月23日

**山形県告示第1011号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、最上川ふるさと総合公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 最上川ふるさと総合公園
- 2 指定した団体 寒河江市大字八楯字川原919番地の8  
さがえ・ふるさと共同企業体
- 3 指 定 の 期 間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

**山形県告示第1012号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、西蔵王公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 西蔵王公園
- 2 指定した団体 山形市南栄町二丁目9番26号  
西蔵王公園施設企業共同体
- 3 指 定 の 期 間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

**山形県告示第1013号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成24年10月12日 指令村総建第5023号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第1工区  
東根市中央東三丁目283番1、284番1、285番1の一部、286番、1200番、1201番、1202番、285番1先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市一本木二丁目2番10号

株式会社ロータス車検センター

## 山形県告示第1014号

次の開発行為は、完了した。

平成24年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成24年10月3日 指令置総建第31号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

西置賜郡小国町大字小国小坂町字腰巻501番、502番1、503番、504番1、504番2、505番2、505番3、506番1、506番2、509番1、510番、511番、512番、513番1

西置賜郡小国町大字小国小坂町字吹畑二473番7の一部

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社コメリ

## 公 告

平成25年度山形県立産業技術短期大学校における訓練生を次のとおり募集する。

平成24年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集定員

| 校 名           | 訓練課程   | 訓 練 科 目 | 訓練期間 | 募集定員 |
|---------------|--------|---------|------|------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専門短期課程 | 産業技術専攻科 | 1年   | 10名  |

## 2 試験の期日及び場所

| 校 名           | 訓練課程   | 区 分     | 期 日            | 場 所                           |
|---------------|--------|---------|----------------|-------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専門短期課程 | 第1期選考試験 | 平成24年11月22日(木) | 山形県立産業技術短期大学校<br>山形市松栄二丁目2番1号 |
|               |        | 第2期選考試験 | 平成25年2月27日(水)  |                               |

## 3 試験科目

| 校 名           | 訓練課程   | 区 分                 | 試 験 科 目  |
|---------------|--------|---------------------|----------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専門短期課程 | 第1期選考試験、<br>第2期選考試験 | 書類審査及び面接 |

## 4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に提出すること。

| 校 名           | 訓練課程   | 区 分     | 受 付 期 間                      |
|---------------|--------|---------|------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専門短期課程 | 第1期選考試験 | 平成24年10月29日(月)から同年11月9日(金)まで |
|               |        | 第2期選考試験 | 平成25年2月4日(月)から同月15日(金)まで     |

5 その他

- (1) 専門短期課程への入校については、1 から 4 までに掲げる事項のほか、平成25年度山形県立産業技術短期大学校産業技術専攻科生募集要項に定めるところによる。
- (2) 詳細については、商工労働観光部雇用対策課職業能力開発担当（電話番号023(630)2388）又は山形県立産業技術短期大学校（電話番号023(643)8431）に問い合わせること。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アバ<br>ート1号 | 新庄市金沢1601       | 3DK  | 51.2                          | 2    | 一般用 | 11,800<br>円             | 13,600<br>円                        | 15,500<br>円                        | 17,500<br>円                        | 20,000<br>円 | 23,100<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同<br>3号         | 同<br>1612<br>-3 | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 13,200<br>円             | 15,300<br>円                        | 17,500<br>円                        | 19,700<br>円                        | 22,500<br>円 | 26,000<br>円 |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年10月25日から同月31日まで（ただし郵送の場合は、平成24年10月31日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成24年12月上旬